

## 沖縄県外国人起業活動促進事業実施要綱

商産第425号  
令和7年6月10日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」という。)の規定に基づく外国人起業活動促進事業(以下「外国人起業活動促進事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、告示及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)において使用する用語の例による。

(対象事業)

**第3条** 県が告示第5の4又は告示第5の5に規定する起業準備活動計画の確認を行う事業は次に掲げる事業とする。

- (1) 観光関連分野において高成長を目指す事業
- (2) ヘルスケア関連分野において高成長を目指す事業
- (3) エネルギー関連分野において高成長を目指す事業
- (4) サーキュラーエコノミー関連分野において高成長を目指す事業
- (5) その他知事が特に認める事業

(起業準備活動の確認の申請)

**第4条** 起業準備活動計画の確認を受けようとする外国人は、起業準備活動確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書(告示第5の4に定める起業準備活動計画を記載した書類をいう。)(様式第1号の2)
  - (2) 申請者の履歴書(様式第1号の3)
  - (3) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
  - (4) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
  - (5) 起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類
  - (6) 告示第5の6(1)⑤イ及びロのいずれかに該当することを立証する書類
  - (7) 申請者の旅券の写し
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類
- 2 起業準備活動計画の更新の確認を受けようとする特定外国人起業家は、起業準備活動更新確認申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (1) 起業準備活動計画書(更新用)(告示第5の5に定める起業活動計画を記載した書類をいう。)(様式第2号の2)
  - (2) 在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
  - (3) 在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
  - (4) 起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類
- 3 申請者は、第1項又は第2項の申請の内容に変更が生じたときは、変更届出書(様式第3号)に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 起業準備活動計画の確認申請は、申請人本人が行うものとする。ただし、申請者に代わって代理の者が申請を行う場合は、県および委託を受けた者にて協議の上、認めた場合に限り受付する。代理で必要な書類の提出を行うことができるものは、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に

届け出た者（ただし、申請者本人が国外にいる場合には、申請者が経営を行い又は管理に従事する本邦の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員））であること。

（起業準備活動確認）

**第5条** 知事は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、告示第5の6に基づき、事業の起業及び経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動が、起業準備活動計画の確認にあっては、告示第5の6(1)のいずれにも、起業準備活動計画の更新の確認にあっては、告示第5の6(2)のいずれにも該当すると認めるときは、起業準備活動確認をするものとする。

- 2 知事は、起業準備活動の確認をしたときは、申請者に対し、起業準備活動計画の確認にあっては、起業準備活動計画確認証明書（様式第4号。以下「確認証明書」という。）を、起業準備活動計画の更新の確認にあっては、起業準備活動計画確認証明書（更新用）（様式第4号の3。以下「更新確認証明書」という。）をそれぞれ交付するものとする。
- 3 知事は、起業準備活動計画の確認の結果、確認証明書又は更新確認証明書を交付することが不適当と認めるときは、起業準備活動確認結果通知書（様式第4号の5）により通知するものとする。
- 4 知事は、申請者が沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合は、申請を受理せず、また、起業準備活動計画確認証明書の不交付を決定することができる。
- 5 知事は、確認証明書を交付したときは、その旨を起業準備活動確認実施通知書（様式第4号の2）により、更新確認証明書を交付したときは、その旨を起業準備活動確認実施通知書（更新用）（第4号の4）により、福岡出入国在留管理局那覇支局長に通知するものとする。

（在留資格報告）

**第6条** 特定外国人起業家は、福岡出入国在留管理局那覇支局長から在留資格「特定活動（告示第44号）」の取得又は更新の決定を受けたのち、在留資格「特定活動（告示第44号）」の取得（更新）報告書（様式第5号）により、7日以内に知事に報告するものとする。

（起業準備活動計画の確認取消し）

**第7条** 知事は、特定外国人起業家について、次のいずれかに該当する場合は、当該確認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該確認を受けたことが判明したとき
  - (2) 起業準備活動計画が実施されていないことが判明し、起業の見込みがないとき
  - (3) 起業準備活動計画の継続が不可能となったとき
  - (4) 起業準備活動計画（第4条第3項で届け出た変更後の内容を含む。）が告示第5の6(1)又は(2)のいずれかに明らかに該当しなくなったとき
- 2 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を起業準備活動計画確認取消書（様式第6号）により当該取消しに係る特定外国人起業家に通知するものとする。
  - 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を告示第8の6(3)に規定するとおり、経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局那覇支局長に報告するものとする。
  - 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。
  - 5 知事は、第1項の規定による取消しをしたことによって当該取消しに係る特定外国人起業家に損害があっても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

（起業準備活動計画の進捗確認）

**第8条** 知事は、告示第8の1の規定により、1月に1回、特定外国人起業家の行う起業準備

活動計画の進捗状況に関する確認を行いその結果を経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局那覇支局長に報告するものとする。

- 2 知事は、第1項の確認を行うに当たっては、特定外国人起業家と面接を行い、起業準備活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 3 知事は、第1項の確認をしたときは、その結果に基づいて、告示第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に即した外国人起業活動促進事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、起業準備活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(起業準備活動の調査等)

**第9条** 知事は、起業準備活動の進捗状況等に関する確認その他この要綱の実施のため必要があると認めるときは、特定外国人起業家その他の関係人に対し、口頭による説明、文書の提出その他必要な対応を求めることができる。

- 2 知事は、起業準備活動計画の進捗状況その他起業準備活動計画の確認をした外国人に係る状況について、必要に応じて経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局那覇支局長に情報を提供するものとする。

(文書の保存期間)

**第10条** この要綱に基づき実施する外国人起業活動促進事業にかかる文書は、告示第8の11に基づき、起業準備活動終了後5年間保存するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。